

令和7年3月31日

## 人 事 院 事 務 総 長

「災害補償制度の運用について」の一部改正について（通知）

「災害補償制度の運用について（昭和48年11月1日職厚一905）」の一部を下記のとおり改正したので、令和7年4月1日（第18（福祉事業関係）の4の改正については、令和6年4月1日）以降は、これによってください。

## 記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
第2 公務上の災害の認定関係	第2 公務上の災害の認定関係
1 (略)	1 (略)
2 公務上の疾病の認定	2 公務上の疾病の認定
(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)

(4) 規則 16—0 第 22 条第 1 項の「人事院が定める疾病」は、次に掲げる公務上の疾病（(5)及び 4 において「特定疾病」という。）とする。

ア 負傷に起因する複合性局所<sup>とう</sup>疼痛症候群（反射性交感神経性ジストロフィー及びカウザルギー）（当該負傷と同時期に発症したものを除く。）

イ～オ （略）

(5)・(6) （略）

3・4 （略）

#### 第 9 休業補償関係

1・2 （略）

3 規則 16—0 第 24 条の 2 第 1 項の「勤務することができない日」とは、1 日の全部について勤務することができない日を行い、「その日に受ける給与の額」は、次に掲げる額とする。

(1) （略）

(2) 規則 16—0 第 24 条の 2 第 1 項に規定する日（(3)及び第 19 の 15において「休業

(4) 規則 16—0 第 22 条第 1 項の「人事院が定める疾病」は、次に掲げる公務上の疾病（(5)及び 4 において「特定疾病」という。）とする。

ア 負傷に起因する反射性交感神経性ジストロフィー及びカウザルギー（当該負傷と同時期に発症したものを除く。）

イ～オ （略）

(5)・(6) （略）

3・4 （略）

#### 第 9 休業補償関係

1・2 （略）

3 規則 16—0 第 24 条の 2 第 1 項の「勤務することができない日」とは、1 日の全部について勤務することができない日を行い、「その日に受ける給与の額」は、次に掲げる額とする。

(1) （略）

(2) 規則 16—0 第 24 条の 2 第 1 項に規定する日（(3)において「休業補償事由発生日」

補償事由発生日」という。)の属する月が、規則16—0第8条の2に規定する合計額に相当する額がある月であるときは、当該属する月における通勤についての当該相当する額を30で除して得た額

(3) (略)

4～7 (略)

#### 第11の2 介護補償関係

1～3 (略)

4 規則16—0第28条の3の「人事院が定める額」は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

(1) (略)

(2) 常時介護を要する場合において、一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が85,490円以下であるときに限る。) 85,490円

という。)の属する月が、規則16—0第8条の2に規定する合計額に相当する額がある月であるときは、当該属する月における通勤についての当該相当する額を30で除して得た額

(3) (略)

4～7 (略)

#### 第11の2 介護補償関係

1～3 (略)

4 規則16—0第28条の3の「人事院が定める額」は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

(1) (略)

(2) 常時介護を要する場合において、一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が81,290円以下であるときに限る。) 81,290円

(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)

(3) (略)

(4) 随時介護を要する場合において、一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が42,700円以下であるときに限る。) 42,700円

(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)

5～9 (略)

第14の2 在外公館に勤務する職員又は公務で外国旅行中の職員の特例関係

1 規則16—2第2条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき

(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)

(3) (略)

(4) 随時介護を要する場合において、一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が40,600円以下であるときに限る。) 40,600円

(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)

5～9 (略)

第14の2 在外公館に勤務する職員又は公務で外国旅行中の職員の特例関係

1 規則16—2第2条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき

平均給与額の算定の基礎となる給与の総額に加える給与の額は、次に掲げる給与の種類に応じ、1月につき、それぞれ次に掲げる額とする。

(1)・(2) (略)

(3) 初任給調整手当 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。第19の16において「在外給与法」という。）の規定の適用がないものとした場合に給与法の規定に基づき支給されることとなる初任給調整手当の月額

(削る)

(4) 地域手当 俸給の月額、(1)による額及び扶養手当の月額

平均給与額の算定の基礎となる給与の総額に加える給与の額は、次に掲げる給与の種類に応じ、1月につき、それぞれ次に掲げる額とする。

(1)・(2) (略)

(3) 初任給調整手当 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。(4)において「在外給与法」という。）の規定の適用がないものとした場合に給与法の規定に基づき支給されることとなる初任給調整手当の月額

(4) 扶養手当 在外給与法の規定に基づく配偶者手当が支給されている者について、在外給与法第15条の規定の適用がないものとした場合に給与法の規定に基づき支給されることとなる配偶者に係る扶養手当の月額

(5) 地域手当 俸給の月額、(1)による額及び扶養手当の月額

の合計額に給与法第11条の3第2項第1号の1級地に係る支給割合（(8)において「1級地支給割合」という。）を乗じて得た額

(5)～(8) （略）

2 規則16—2第6条の2第1項第2号の「人事院が定める業務」は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第21条の規定により国際平和協力本部長の委託を受けて実施される輸送の業務のうち、国際平和協力業務が実施される国において行われる業務とする。

第15 船員の特例関係

（削る）

1・2 （略）

第18 福祉事業関係

1～3 （略）

(4)による月額を含む。）の合計額に給与法第11条の3第2項第1号の1級地に係る支給割合（(9)において「1級地支給割合」という。）を乗じて得た額

(6)～(9) （略）

2 規則16—2第6条の2第1項後段の「人事院が定める業務」は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第21条の規定により国際平和協力本部長の委託を受けて実施される輸送の業務のうち、国際平和協力業務が実施される国において行われる業務とする。

第15 船員の特例関係

1 規則16—2第2条の2の「人事院が定めるもの」は、航海日当（船員が行政執行法人の職員である場合にあっては、これに相当するもの）とする。

2・3 （略）

第18 福祉事業関係

1～3 （略）

4 アフターケアの取扱いについては、次による。

- (1) 規則 16—3 第 12 条の「人事院が定める者」は、次に掲げる者とする。

ア～シ (略)

ス 熱傷の傷病者で障害等級に該当する程度の障害が存するもの

セ～ツ (略)

- (2) (略)

5～9 (略)

10 障害特別援護金の取扱いについては、次による。

規則 16—3 第 19 条の 4 の「人事院が定める額」は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

- (1) (略)

(2) 通勤による負傷又は疾病に

4 アフターケアの取扱いについては、次による。

- (1) 規則 16—3 第 12 条の「人事院が定める者」は、次に掲げる者とする。

ア～シ (略)

ス 熱傷の傷病者で障害等級に該当する程度の障害が存するもの（障害の程度が第 14 級の障害等級に該当する者にあつては、医師の医学的意見により、実施機関が特にアフターケアを実施する必要があると認めた者に限る。）

セ～ツ (略)

- (2) (略)

5～9 (略)

10 障害特別援護金の取扱いについては、次による。

規則 16—3 第 19 条の 4 の「人事院が定める額」は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

- (1) (略)

(2) 通勤による負傷又は疾病に

よる障害の場合（(4)から(6)までに該当する場合を除く。）

次に掲げる障害等級の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア	第1級	<u>845万円</u>
イ	第2級	<u>820万円</u>
ウ	第3級	<u>790万円</u>
エ	第4級	<u>500万円</u>
オ	第5級	<u>430万円</u>
カ	第6級	<u>360万円</u>
キ	第7級	<u>290万円</u>
ク	第8級	190万円
ケ	第9級	<u>150万円</u>
コ	第10級	<u>120万円</u>
サ	第11級	<u>90万円</u>
シ	第12級	<u>70万円</u>
ス	第13級	<u>50万円</u>
セ	第14級	<u>35万円</u>

(3)～(6) (略)

1.1 (略)

1.2 特別給支給率の取扱いについては、次による。

(1) 規則16—3第19条の6第1項の「人事院が定める者」とは、同項の規定による

よる障害の場合（(4)から(6)までに該当する場合を除く。）

次に掲げる障害等級の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア	第1級	<u>915万円</u>
イ	第2級	<u>885万円</u>
ウ	第3級	<u>855万円</u>
エ	第4級	<u>520万円</u>
オ	第5級	<u>445万円</u>
カ	第6級	<u>375万円</u>
キ	第7級	<u>300万円</u>
ク	第8級	190万円
ケ	第9級	<u>155万円</u>
コ	第10級	<u>125万円</u>
サ	第11級	<u>95万円</u>
シ	第12級	<u>75万円</u>
ス	第13級	<u>55万円</u>
セ	第14級	<u>40万円</u>

(3)～(6) (略)

1.1 (略)

1.2 特別給支給率の取扱いについては、次による。

(1) 規則16—3第19条の6第1項の「人事院が定める者」とは、同項の規定による

特別給支給率を計算することができない職員、同項の期間内に採用され、復職し、又は職務に復帰したためその期間内に給与法の規定による期末手当及び勤勉手当並びに一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）第6条第5項に規定する任期付研究員業績手当若しくはこれらに相当する給与（以下「特別給」という。）が支払われなかった職員又は支払われた特別給の総額が著しく少ない職員その他規則16—3第19条の6第1項の規定により計算された特別給支給率が公正を欠くと認められる職員をいい、これには、同項の規定により計算して得た特別給支給率が100分の20に満たない次に掲げる職員が含まれる。

特別給支給率を計算することができない職員、同項の期間内に採用され、復職し、又は職務に復帰したためその期間内に給与法の規定による期末手当及び勤勉手当、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当並びに一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）第6条第5項に規定する任期付研究員業績手当若しくはこれらに相当する給与（以下「特別給」という。）が支払われなかった職員又は支払われた特別給の総額が著しく少ない職員その他規則16—3第19条の6第1項の規定により計算された特別給支給率が公正を欠くと認められる職員をいい、これには、同項の規定により計算して得た特別給支

給率が100分の20に満たない次に掲げる職員が含まれる。

ア・イ (略)

(2) (略)

13～16 (略)

第19 その他の事項

1～14 (略)

(新設)

(新設)

ア・イ (略)

(2) (略)

13～16 (略)

第19 その他の事項

1～14 (略)

15 休業補償事由発生日が令和

7年4月1日から令和10年3

月31日までの間における第9

の3の(3)の規定による額につい

ては、第9の3の(3)の規定によ

るほか、規則16—0第46条

の規定の例による。

16 補償法第4条第1項及び規

則16—0第12条に規定する

平均給与額の算定期間に在外給

与法の規定に基づく配偶者手当

の支給を受ける者であって、事

故発生日が令和7年4月1日か

ら令和8年6月30日までの間

であるものに対する第14の2

の1の規定の適用については、

第14の2の1に規定する給与

の総額に加える給与の額及び第

14の2の1の(4)に規定する扶養手当の月額には、1月につき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号。以下この16において「令和6年給与法等改正法」という。）附則第15条の規定による改正前の在外給与法第15条及び令和6年給与法等改正法附則第17条の規定の適用がないものとした場合に、令和6年給与法等改正法第2条による改正前の給与法の規定又は令和6年給与法等改正法附則第6条の規定により読み替えて適用する給与法第11条の規定に基づき支給されることとなる配偶者に係る扶養手当の月額が含まれるものとする。

17 補償法第4条第1項及び規則16—0第12条に規定する平均給与額の算定期間に令和7年4月1日から令和10年3月31日までの期間が含まれる場合における第14の2の1の(4)の規定の適用については、第1

(新設)

4の2の1の(4)中「1級地」とあるのは、「1級地又は人事院規則9—49—57（人事院規則9—49（地域手当）の一部を改正する人事院規則）附則第3条第1号の20パーセント級地」とする。

別表第2 補償事務主任者を置く組織区分（国の機関）

実施機関	組織区分
(略)	(略)
厚生労働省	(略) (削る) (略)
(略)	(略)

備考 (略)

別表第2 補償事務主任者を置く組織区分（国の機関）

実施機関	組織区分
(略)	(略)
厚生労働省	(略) <u>国立感染症研究所</u> (略)
(略)	(略)

備考 (略)

以 上